

告 示

(選挙の異議申立ての裁定)

平成26年6月9日
選挙管理会

平成26年通常選挙につき、つぎのとおり異議の申立があり、選挙管理会が裁定を行ったので、選挙規程第32条第4項の規定に基づき、告示します。

(1) 申立人

J O 1 V S E 三枝 幸晃氏
J Q 1 E E W 齊藤 吉之氏
J A 8 C D T 加藤 喜一氏

(2) 被申立人

J H 1 X U P 前田 吉実氏

(3) 裁定

関東地方本部区域の理事候補者選挙における選挙公報並びに貴殿名によって発せられた選挙運動の文書は、あたかも自分一人が初めて提案して財政改善を実現したかのごとく、選挙人に対し少なからず誤解を与えた選挙運動であると認定したので、文書により「警告」する。

(理由)

申立人の異議申立書類として提訴された証拠物件及び電子メールで発せられた証拠物件の着信の事実は疑いがなく、貴殿の釈明書においては、異議申立に対する疑義を反証できる自らの実績とする表現に足る具体的な記述はなく、電子メールによる選挙運動の文書は、著しく誇張した説明であったと認められる。しかしながら、財政問題検討ワーキンググループの構成員として、平成22年から2年間にわたり財政健全化の検討を行ったことが、間接的には理事会の議決に繋がっていった要素の一つであることは否定できない。したがって、本件で誤解を与える結果となった行為に関し、選挙規程第33条2号による「警告」とする。

(4) 異議申立の内容(要旨)(申立人毎での申立書による提訴)

立候補の所信において、TSS社への支払いやJARL NEWS Web版への移行による予算の圧縮などで、年間約6,000万円の削減に成功した旨が記載されている。しかし、前記事項の決定期間には前田氏は理事の地位がなく、諸事の

決定に参加できない。また、前田氏が実施した記録は無く、6,000万円の根拠も不明である。Web化は未実施である。これらは、不実の記載に当たると考える。

【求める処分】

- ・ 当選の取り消し
- ・ J A R L N E W S (W E B) への公表

(5) 被申立人の釈明 (要旨)

理事在任期間中であった平成22年10月に「財政問題検討のワーキンググループ」(以下WG)が発足し、その末席を担った。そこで行った経費削減の提案が引き継がれ、現在に至っているため、虚偽の記載には当たらない。

6,000万円の件は、第3回理事会報告議題「平成24年度収支」の中で事務局から、予算については前年比(23年度)7,000万円の削減を行ったとの発言があった。他の資料も比較検討すれば、相当額の削減が進んでいることは事実である。TSS社との契約は平成25年5月20日付けで解約されており、これは私がWGで提案したことが具体化したものである。

J A R L N E W S の W e b 化 は、私 が W G で 提 案 し、既 に W e b 移 行 が 発 表 さ れ た の で、未 実 施 は 事 実 誤 認 で あ る。

告 示

(選挙の異議申立ての裁定)

平成26年6月9日

選挙管理会

平成26年通常選挙につき、つぎのとおり異議の申立があり、選挙管理会が裁定を行ったので、選挙規程第32条第4項の規定に基づき、告示します。

(1) 申立人

JG3CCD 石本 吉男氏

JA3EJG 魚崎 幹夫氏ほか2名

JA1ELY 草野 利一氏ほか24名

(2) 被申立人

JR3QHQ 田中 透氏

(3) 裁定

大阪府支部長として、会員に対する選挙の投票の棄権を防止するという支部活動としての呼びかけは、一部で選挙運動の行為であると推測できるので、文書により「勧告」する。

(理由)

申立人の異議申立書類として提訴された証拠物件の電子メールは、大阪府支部長として、会員に対する選挙の投票の棄権を防止するという支部活動としての呼びかけであるとはいえ、一部で選挙運動のためのものであると認識されたであろうことは推測しうる。しかしながら、その行為を総合的に勘案すれば、公正な選挙の執行に重大な障害を招き、大きな影響を及ぼしたものではないと判断する。したがって、本件に関わる行為に関し、選挙規程第33条第1号による「勧告」とする。

(4) 異議申立の内容(要旨)(申立人毎での申立書による提訴)

本件のメーリングリストは、投票を喚起する文章であったとしても、全国的統一活動として活用しなければ、特定の候補者への恣意的利用が混入する。文中では大阪府支部長であることを明記していないものの、記述からそれが容易に想起され、特定の理事候補者を応援していることを示唆している。

関西地方本部区域の理事候補者選挙は、優劣を付ける表現により立候補者2名を恣意的に紹介した。また、全国の区域内の理事候補者選挙については、関西地方からの立候補者1名のみを紹介した。大阪府支部長の役職名を使用した、特定の候補

者のための選挙運動であることは明白である。これらは、選挙の公正を損なった行為である。

【求める処分】

- ・当選の取り消し
- ・違反事実の全選挙人への報告

(5) 被申立人の釈明（要旨）

メーリングリストは、各支部に存在し、支部活動に使われている。これを全国的統一活動に活用すべきだというのは、単なる意見である。支部長として支部会員に事実を伝え、投票喚起をしたまでである。

「対抗馬」は、候補者に優劣を付ける言葉ではないし、「私の支部長選挙」という表現は、私とその選挙の当事者であったので、組織を私物化していることにならない。

大阪府支部長であるので、関西からの理事立候補者について書いた。読者は、大阪府支部長が書いた文章であることを認識している。他エリアからの立候補者について書く必要は無く、情報も持っていない。

当該文書が選挙規定に違反していると判断されるならば、役職者は選挙期間中に業務伝達を行えなくなり、組織の活動が停止してしまう恐れがある。その場合には、当該規定の変更・廃止が必要と考える。